

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3K6Z13F00240	3L9Z1AA0001 0001		C-Z000066				
品名 または 件名							
サイバー情報収集役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
市ヶ谷				サ防隊			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和6年3月29日 (金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/fin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和5年8月31日 (木) 10時00分 中央会計隊入札室 (E-1棟 6F)

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 入札に関する条件

仕様書第4項の4. 1契約相手方の要件等について、公告日の10日後までに、指揮通信システム課又はサイバー防護隊の承認を得るものとする。

### (2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する契約条項

- 補給処用標準契約書「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」
- 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」
- 「利益制限契約に関する特約条項」
- 「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日13時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。  
（FAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所  
郵便入札があった場合は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 契約手続の問い合わせ先  
中央会計隊契約科第3班 当銘 (TEL:03-3268-3111 内線47555)  
(FAX:03-5269-5135 (直通))  
  
仕様書に関する問い合わせ先  
陸上幕僚監部指揮通信システム課 坂本 (TEL:03-3268-3111 内線41464)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
サイバー情報収集役務	陸幕指通-C-Z000066	
	承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和 5年 8月 4日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部指揮通信システム ・情報部指揮通信システム課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊におけるサイバー情報収集役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

#### 1.2.1 サイバー情報

脅威情報，脆弱性情報，国内外の情勢，サイバーセキュリティログ等の自組織内外のデータや情報（以下，“サイバー情報等”という。）のことをいう。

#### 1.2.2 サイバーインテリジェンス

サイバー情報等を収集・分析し，自組織のサイバーセキュリティアーキテクチャへの適用や指揮統制・判断等に活用可能な内容に昇華させたものをいう。

#### 1.2.3 陸自システム・ネットワーク管理装置

陸自クローズ系クラウド基盤等と連携し，固定系から野外系に存在するあらゆるシステム，ネットワークの監視，制御，認証等の各種機能を持ち，一元的に管理する装置をいう。

#### 1.2.4 COTS

Commercial off The Shelfの略語で，民生品（商用製品，市販品）をいう。

#### 1.2.5 脅威情報

陸上自衛隊の脅威となりうるサイバー脅威情報のことをいい，キャンペーン情報，脅威アクター情報，脆弱性情報，マルウェア情報，C&Cサーバ情報，IOC情報等をいう。

#### 1.2.6 TTPs

Tactics（戦術），Techniques（技術），Procedures（手順）のことをいい，攻撃者の攻撃パターンや特徴を示す情報をいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，契約締結後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議するものとする。

#### a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 仕様書

CLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応  
共通仕様書

c) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

[防防調第4608号(19.4.27)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

[防装庁第137号(4.3.31)]

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

[各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(31.2.25)]

令和5年度以降に係る国家防衛戦略の大綱について

[国家安全保障会議決定・閣議決定(4.12.16)]

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GS-C906568 システム・ネットワーク管理装置借上(04新規)

C-Z000013 陸上自衛隊におけるサイバーインテリジェンス活用に関する  
技術調査

b) 法令等

政府システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

[各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(26.12.3)]

1.4 附属書

附属書A 定例会同

附属書B 月次報告会同

2 役務に関する要求

2.1 全般

本役務は陸上自衛隊の部隊運用上の脅威となるサイバー脅威情報について収集・分析することにより、陸上自衛隊のサイバー攻撃等対処分析業務を支援することを目的とする。

2.1.1 一般的要求事項

契約の相手方は、陸上自衛隊では入手困難なインターネット上にある脅威情報、脆弱性情報等を平素から継続的に情報収集するとともに、先進技術を活用した分析支援により、官側が指定した脅威情報等に対するサイバーインテリジェンスの作成、分析または分析支援を実施するものとする。

2.2 役務内容等

役務内容等は調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

2.2.1 サイバーインテリジェンス作成・分析に係る調整の実施

陸上総隊システム通信団サイバー防護隊技術隊（以下、“技術隊“という。）の要求するサイバーインテリジェンスの目標設定、報告時期等、サイバーインテリジェンスの作成・分析に必要な調整を実施し、要求を具体化するものとする。

## 2.2.2 サイバー情報収集

官側が要求したサイバーインテリジェンスの作成・分析に必要な脅威情報等について情報収集を実施する。その際、情報源（URL等）を記載すること。

収集情報については次に示すものを基準とし、細部は官側との調整によるものとする。

### a) 情報源

- 1) 国内外のWebサイト及びソーシャルメディア等の情報。なお、一次情報(情報発信源)も参考にすること。
- 2) サイバーセキュリティ関連企業及びサイバーセキュリティ関連団体等が発行した情報
- 3) ディープウェブ・ダークウェブを含むインターネット上のコミュニティ、フォーラム等から収集可能な情報
- 4) サイバーセキュリティ及び防衛分野における自社の情報収集業務によって得た過去5年分の蓄積を含む情報
- 5) 国内外に設置したセキュリティセンサ及びセキュリティ運用等によって収集される情報

### b) 収集情報

- 1) サイバー全搬に関する情報（特に、陸上自衛隊の運用に影響を与え得るサイバー関連情報）
  - i) 我が国に対する情報
  - ii) 日本国内の政府関係機関及び防衛関連企業に対する情報
  - iii) アジア等諸外国の情報
- 2) 官側が指定する重要インフラ分野及び軍事分野に対するサイバー攻撃情報
  - i) 攻撃キャンペーンに関する概要、攻撃者、被害者、被害状況、特徴、時期等に関する情報
  - ii) 攻撃者の帰属、背景、企図、目的に関する情報
  - iii) TTPs, IOC等の攻撃手法に関する情報
- 3) 官側が指定する国の攻撃者及び指定する攻撃者に関する情報
  - i) 攻撃キャンペーンに関する概要、被害者、被害状況、特徴、時期等に関する情報
  - ii) 攻撃者の帰属、背景に関する情報
  - iii) C&Cサーバー, TTPs, ツール, マルウェア等の攻撃能力及び攻撃基盤に関する情報
- 4) 官側が指定するIT/OT機器及びソフトウェアの脆弱性に関する情報
  - i) ゼロデイ脆弱性情報及び既知脆弱性の悪用情報
  - ii) 官側が指定する脆弱性のPoCコード及びExploitコードの情報
- 5) 官側が指定する領域におけるサイバー空間情報
  - i) 官側が指定する領域におけるIPアドレス, ドメイン, 地理情報等の情報
  - ii) 契約相手方が保有する国内外センサー等情報
- 6) 陸上自衛隊に対する攻撃情報
  - i) 官側が指定する攻撃者等により発信された情報
  - ii) 陸上自衛隊の運用に影響を与え得る情報
- 7) その他の情報
  - i) サイバー・スレット・ハンティングに係る情報
  - ii) 諸外国における最新サイバー関連技術に関する情報
  - iii) 官側が要求したインテリジェンスの作成に必要な情報
- 8) 1)～7)に関連する過去事案を含めたサイバー攻撃等の情報

- 9) 1)～8)については、必要に応じて、官側の指示に基づく詳細な技術情報を含む
- 10) 1)～9)については、官側の指定する国及び地域の言語により発信された情報を含む

### 2.2.3 分析・分析支援

2.2.2 で収集した情報を用いて分析または分析支援を実施する。分析内容については、次に示すものを基準とし、官側のインテリジェンス要望に適した分析を選択して実施するものとする。

#### 2.2.3.1 動向把握

国際情勢，地政学的リスク等を考慮し，サイバー情勢，キャンペーン，脅威アクター，脆弱性，最新技術に係る分析を実施し，インテリジェンスを提供するものとする。なお，細部は官側との調整による。その際，詳細な技術情報についても併せて提供するものとし，細部は官側との調整による。

#### 2.2.3.2 サイバー空間地誌

サイバー測距技術，先進技術等により，未知のネットワークの可視化を実施し，サイバー演習・訓練等に資する技術を提供するものとする。その際，サイバー空間可視化に必要なプログラム開発支援やCOTS製品の設定支援を実施するものとする。なお，細部は官側との調整による。

#### 2.2.3.3 攻撃予測

センサー情報，コミュニティ等から陸上自衛隊並びに重要インフラへの攻撃兆候を分析し，攻撃キャンペーンの概要，攻撃者，時期，標的，攻撃手法，企図等の攻撃予測に資する情報を提供するものとする。その際，詳細な技術情報についても併せて提供するものとし，細部は官側との調整による。

#### 2.2.3.4 攻撃元標定

サイバー攻撃発生時の攻撃元標定技術支援の実施並びに分析要求に基づく攻撃元の標定を実施し，攻撃アクターの特定，攻撃元特定，敵インフラに関する情報を提供するものとする。その際，不正プログラム解析支援，定点監視，先進技術等の活用により得られた攻撃元標定に資する詳細な技術情報についても併せて提供するものとし，細部は官側との調整による。

#### 2.2.3.5 真意判定

官側が指定した情報に対する分析要求に対して，先進技術等を活用した真意判定を実施し，情報の信頼性等についての調査及び分析・分析支援するものとし，細部は官側との調整によるものとする。

### 2.2.4 インテリジェンスの作成等

#### 2.2.4.1 インテリジェンスの作成

分析結果等を整理・統合し，インテリジェンスを作成する。

#### 2.2.4.2 提供形式

収集した脅威情報についてはレポート形式の他に，陸自システムネットワーク管理装置上のCOTSで活用可能並びに他組織と共有可能な脅威情報構造化形式等の官側が指定する形式に標準化して提供するものとする。

### 2.2.5 役務実施場所

本役務実施場所は，次による。なお，細部は，技術隊との調整による。

- a) 官側が許可した契約相手方の事務所等
- b) 官側が指定した自衛隊施設等

### 2.2.6 実施期間

細部は調達要領指定書に示す。

### 2.2.7 その他の事項

#### a) 定期的業務

- 1) 契約相手方は，官側に対して2.2.1の実施及び2.2.2，2.2.3，2.2.4で実施した成果等について

ての進捗報告を定例会同として行うものとする。

なお、進捗報告は、2週間に1回を基準とし、細部は、技術隊との調整によるものとし、細部は、“附属書A”による。

- 2) 2.2.3における分析・分析支援については動向把握分析の継続的な実施を基準とする。
- 3) 契約の相手方は、本役務に関する連絡調整のため、技術隊が主催する月次報告会同に参加し、本役務の実施状況を報告するものとする。なお、調整会議の細部は、“附属書B”によるものとし、懸案事項などについては、技術隊と調整を行うものとする。

#### b) 非定期業務

- 1) 契約相手方は官からの非定期的な要求について、報告すること。
- 2) 官側の要求により、サイバー空間地誌、攻撃予測、攻撃元標定、真意判定の分析を実施するものとする。
- 3) 官側の指定する国家イベント等において政府関係機関及び国内重要インフラに対するサイバー攻撃兆候等について攻撃予測分析・分析支援を実施するものとする。
- 4) 官側の指定する国家イベント等において政府関係機関及び国内重要インフラに対するサイバー攻撃における攻撃元標定分析・分析支援を実施するものとする。
- 5) 官側の指定する情報、キャンペーン等に対して真意判定分析・分析支援を実施するものとする。

### 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当者”という。）が定める監督・検査実施要領による。

### 4 その他の指示

#### 4.1 契約相手方の要件等

4.1.2, 4.1.3 及び 4.1.4 については、判断できる資料を作成の上、紙媒体（様式任意）にて、公告日の10日後までに陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下、“指揮通信システム課”という。）又はサイバー防護隊の承認を得るものとする。

##### 4.1.1 実施体制

- a) 契約相手方は、2.2の業務を実施するため効果的で時宜を得た技術支援を実施しうる体制を整えるものとする。このため、必要に応じ、事前に官側と調整の上、他のサイバーセキュリティ関連企業及びサイバーセキュリティ関連団体等と連携するものとする。
- b) 契約相手方は、2.2.1, 2.2.2, 2.2.3 及び 2.2.4の業務を実施している役務従事者によるメール等受付体制を整えるものとする。受付時間は、原則として契約相手方の営業時間とするが、事前に官側と調整の上、決定するものとする。

##### 4.1.2 契約相手方の要件

防衛省又はその他の官公庁に対して過去5年以内にサイバーセキュリティに関する製品等の導入実績があること。

##### 4.1.3 プロジェクトマネージャに対する要求

プロジェクトマネージャに対する要求は、次による。

なお、本役務に係るプロジェクトマネージャは、日本国籍をもつものとする。

- a) 防衛省又はその他の官公庁の情報システムの技術調査並びに構築のプロジェクト管理又はシステムイングレーションの支援経験があるものとする。
- b) 政府機関における情報システムのマネジメント支援実績をもつものとする。

c) 政府機関におけるセキュリティ関連施策に関する実績をもつものとする。

#### 4.1.4 役務従事者に対する要求

役務従事者に対する要求は、次による。

なお、本役務に係る役務従事者は、日本国籍をもつものとする。ただし、役務従事ではない外部情報提供サービスの民間内の作業員においてはこの限りではない。

##### 4.1.4.1 スキル

- a) サイバーセキュリティに係る技術調査や研究試作の実績
- b) サイバーインテリジェンス、脅威情報の生成に係る技術調査の実績
- c) 官公庁、自治体及び民間（特に重要インフラ事業者）に対するフォレンジック、ペネトレーションテストの実績
- d) セキュリティオペレーションセンター（SOC）による監視サービス等の提供実績
- e) サイバー測距技術等のサイバー可視化並びに先端技術研究支援に係る技術
- f) サイバーセキュリティ製品の設計、開発の実績

##### 4.1.4.2 技術者 1

4.1.4.1 のスキルのうち a)～b) をもつ者をいう。

なお、技術者 1 の中に e) と d) を有する者を 1 名以上含めるものとする。同一の者でなくてもよい。

##### 4.1.4.3 技術者 2

4.1.4.1 のスキルのうち、a)～c) をもつ者をいう。

##### 4.1.4.4 技術者 3

4.1.4.1 のスキルのうち、a)～b) 及び f) をもつ者をいう。

#### 4.2 勤務態勢及び作業時間

細部は調達要領指定書にて示す。

#### 4.3 提出書類等

提出書類等は、表によるものとし、契約相手方は、指揮通信システム課の確認を受けた後、提出するものとする。

なお、電子記憶媒体の記憶方式等については、技術隊との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表一 提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	サイバー情報収集 役務実施計画書	紙媒体	2部	契約締結 後、速やかに	指揮通信システム課及び 技術隊
2	サイバー情報収集 役務月次報告書	紙媒体	2部	技術隊との 調整による	指揮通信システム課及び 技術隊
		電子記憶媒体	1式		

注記 1 番号 1 及び番号 2 は、調整会議における調整事項及び指摘事項等を反映したものとする。

#### 4.4 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、指揮通信システム課が必要と認めたものについて受けることができる。



#### 4.5 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

#### 4.6 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、調達要領指定書によって指定する場合を除き、知り得た保護すべき情報(“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)” (以下、“情報セキュリティ通達”という。)第2項第1号に規定する情報をいう。)その他の非公知の情報(以下、“保護すべき情報等”という。)の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて)適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報(情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。)として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- d) 保護すべき情報については情報セキュリティ指定書による。

#### 4.7 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料等の閲覧に関する事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- c) その他契約履行に官側が必要と認めた事項

#### 4.8 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権などが発生する場合、その

権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

#### 4.9 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

#### 4.10 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書A  
(規定)  
定例会同

**A. 1 適用範囲**

この附属書は、本役務に関する契約において、契約の相手方が、仕様書の定めるところによって実施する活動に当たり、契約の相手方との細部調整のために官側が実施する定例会同について規定する。

**A. 2 目的**

会同の目的は、契約の相手方が仕様書に定めるところによって実施する本役務に関する作業調整及び進捗を報告するものである。

**A. 3 会同の構成及び所掌事項**

**A. 3. 1 会同の構成**

会同の構成は、主催者、及び調整委員をもって次のとおり構成する。

- a) 主催者は、サイバー防護隊技術隊長の指名する者とする。
- b) 調整委員は、次のとおりとする。
  - 1) 官側
    - 1. 1) サイバー防護隊技術隊本部、技術隊
    - 1. 2) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課
    - 1. 3) その他、主催者が指名した者
  - 2) 契約の相手方  
官側との調整によって契約の相手方が定めるところによる。

**A. 3. 2 所掌事項**

所掌事項は、次による。

- a) 主催者は、会議を統括及び会同の実施を担当する。
- b) 調整委員は、会議に参加し、所要事項の調整を実施する。

**A. 4 調整項目等**

調整項目、実施時期及び実施場所は、表A. 1を基準とする。

なお、会同で用いる資料は、主催者の指示に基づき調整委員が作成するものとする。提出は電子記憶媒体によるものとし、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、ウイルスの混入がないものとする。

表 A. 1－調整項目等

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	サイバー情報収集役務進捗報告	2週に1回を基準とし、官側との調整による。	官側が指定した自衛隊施設等とし、細部は官側との調整による。
2	その他，官側が必要と認めた事項		
<p>注記 番号2で，その他，官側が必要と認めた事項がある場合は，契約の相手方に通知した後，会 同を実施するものとする。</p>			

附属書B  
(規定)  
月次報告会同

**B. 1 適用範囲**

この附属書は、本役務に関する契約において、契約の相手方が、仕様書の定めるところによって実施する活動に当たり、契約の相手方との細部調整のために官側が実施する月次報告会同について規定する。

**B. 2 目的**

月次報告会同の目的は、契約の相手方が仕様書に定めるところによって実施する本役務に必要な細部事項などを調整するものである。

**B. 3 会議の構成及び所掌事項**

**B. 3. 1 会議の構成**

会議の構成は、議長、議長補佐及び調整委員をもって次のとおり構成する。

- a) 議長は、サイバー防護隊技術隊長とする。
- b) 議長補佐は、サイバー防護隊技術隊の担当者とする。
- c) 調整委員は、次のとおりとする。
  - 1) 官側
    - 1. 1) サイバー防護隊技術隊
    - 1. 2) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課
    - 1. 3) その他、議長が指名した者
  - 2) 契約の相手方  
官側との調整によって契約の相手方が定めるところによる。

**B. 3. 2 所掌事項**

所掌事項は、次による。

- a) 議長は、会議を統括する。
- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議の実施を担当する。
- c) 調整委員は、会議に参加し、所要事項の調整を実施する。

**B. 4 調整項目等**

調整項目、実施時期及び実施場所は、表B. 1を基準とする。

なお、会議で用いる資料は、議長の指示に基づき調整委員が作成するものとする。提出は電子記憶媒体によるものとし、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、ウイルスの混入がないものとする。

表B. 1－調整項目等

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	サイバー情報収集役務実施計画	契約締結後、速やかに。	官側が指定した自衛隊施設等とし、細部は官側との調整による。
2	サイバー情報収集役務月次報告	官側との調整による。	
3	その他、官側が必要と認めた事項		
<p>注記 会議議事録は、契約の相手方が作成し、会議終了後、速やかに議長宛に1部提出するものとする。なお、会議議事録には、会議において官側が提出書類などを確認できたことを記載するものとする。番号3で、その他、官側が必要と認めた事項がある場合は、契約の相手方に通知した後、会議を実施するものとする。</p>			

調達要領指定書	発 簡 番 号													
	調 達 要 求 番 号	3 L 9 Z 1 A A 0 0 0 1												
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年8月4日												
	作 成 部 課	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課												
	作 成 年 月 日	令和5年8月4日												
品 名	サイバー情報収集役務													
仕様書番号	陸幕指通-C-Z000066													
<p>指定事項 :</p> <p>2. 2 役務内容等</p> <p>仕様書にて情報源及び動向把握の基準を示している。本役務におけるサイバー情報収集では、これらの仕様を満たすため外部サービス及びツール等を含め、部隊と調整の上で活用すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>仕様書項目</th> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2.2.2 サイバー情報収集 a) 情報源</td> <td>OSINT サービス</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2.2.3 分析・分析支援 2.2.3.1 動向把握</td> <td>分析・分析支援ツール</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2. 6 実施期間</p> <p>役務実施期間は、「契約締結日から令和6年3月29日」とする。</p> <p>4. 2 勤務態勢及び作業時間</p> <p>技術者の総時間の基準は、次のとおりとする。</p> <p>「技術者1は、536時間を基準とする。」</p> <p>「技術者2は、241時間を基準とする。」</p> <p>「技術者3は、620時間を基準とする。」</p>			番号	仕様書項目	種類	数量	1	2.2.2 サイバー情報収集 a) 情報源	OSINT サービス	一式	2	2.2.3 分析・分析支援 2.2.3.1 動向把握	分析・分析支援ツール	一式
番号	仕様書項目	種類	数量											
1	2.2.2 サイバー情報収集 a) 情報源	OSINT サービス	一式											
2	2.2.3 分析・分析支援 2.2.3.1 動向把握	分析・分析支援ツール	一式											

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 L 9 Z 1 A A 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年8月4日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課
	作 成 年 月	令和5年8月4日
品 名	サイバー情報収集役務	
仕様書番号	陸幕指通-C-Z000066	

1 指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号 令和5年3月31日）添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考
1	仕様書に示す提出書類に記載の情報	—	仕様書に示す提出書類に記載の情報	
2	官側から提供する無償貸付品に含まれる情報	官側から提供する無償貸付品に含まれる情報	—	
3	契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報	契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報	—	
4	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く）	—	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く）	



入 札 書

調達要求番号	3L9Z1AA0001	契約実施計画番号	3K6Z13F00240
--------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
サイバー情報収集役務	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷	納入期限(工期)		令和6年3月29日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮内修嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

# 委任状（入札等）

陸上自衛隊中央会計隊契約科長  
宮内修嗣 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

令和5年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、  
を代理人と定め、下記権限を委任致します。  
なお、委任解約した場合には連署のうえお届けします。

## 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者